

ごみ処理費用有料制度の概要

■ごみ処理費用有料制度の重点目的

- (1) **ごみの減量化の推進**…「ごみを減らせばごみ袋の枚数が少なくてすむ。出すごみを減らそう。」
- (2) **ごみの資源化の推進**…「ごみとして出さずに資源として利用しよう。」「もったいないから他の人に使ってもらおう。」
- (3) **負担金の公平性の確保**…出したごみの量に応じて費用負担をしていただくことで、費用の公平性が図れます。

■ごみ処理費用有料制度実施の背景

平成14年度までの上伊那の市町村から排出されるごみ量が、当時のごみ処理の計画量を超えて増え続けてきたことから、ごみの排出を抑制し、排出する際にもできるかぎり資源化をしていただくことを目的に平成15年度にごみ処理費用有料制度を導入しました。その後は、3年毎に制度の検証、見直しを行なっています。

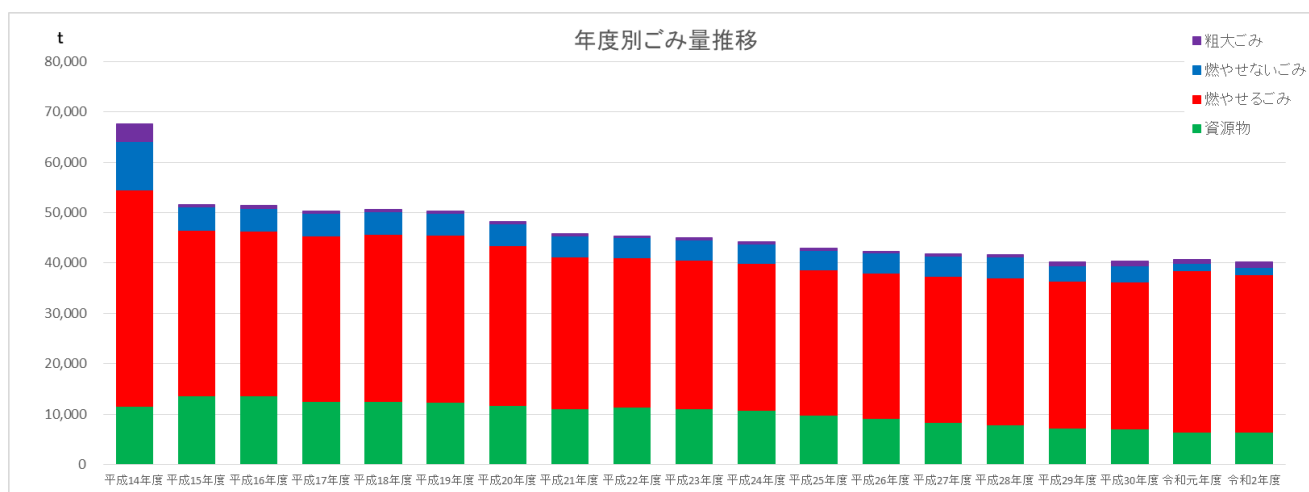
■ごみ処理費用有料制度実施の効果

ごみ処理費用の有料化初年度のごみ総量は、前年度対比で約24%減少しました。その後現在まで、ほぼ横ばいで推移しています。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
資源物	11,568	13,593	13,640	12,471	12,418	12,297	11,637	11,098	11,391
燃やせるごみ	42,917	32,887	32,712	32,902	33,250	33,283	31,840	30,054	29,568
燃やせないごみ	9,660	4,661	4,453	4,400	4,414	4,233	4,239	4,129	3,992
粗大ごみ	3,403	482	561	574	587	492	511	493	439
合計	67,548	51,623	51,366	50,347	50,669	50,305	48,227	45,774	45,390

単位：t

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
11,058	10,699	9,811	9,081	8,295	7,771	7,236	6,984	6,331	6,364
29,519	29,196	28,805	28,959	29,015	29,267	29,084	29,230	32,125	31,322
3,990	3,907	3,920	3,875	3,980	4,156	3,159	3,242	1,376	1,455
426	452	483	432	456	482	785	892	839	1,056
44,993	44,254	43,019	42,347	41,746	41,676	40,264	40,348	40,671	40,197



■ごみ処理費用有料制度の内容

ごみ処理費用有料制度のしくみ

ごみ処理費用有料制度は、規定量（第一段階チケットの配付枚数）までは、一律の負担とし、規定量を超えてごみを出す場合は、別途ごみ処理手数料が必要となる「二段階従量有料制」となります。

ごみ処理には多くの費用がかかっています。ごみ処理費用の一部をごみ排出量に応じて負担していただくことで、費用負担の公平性が確保できると同時に、ごみ処理費用の負担が動機づけとなり、ごみの減量化・資源化への意識を持っていただき、実践されることを目的としています。

① 有料とするごみとしないごみ

区 分	ごみの種類
有料とするごみ	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ
有料としないごみ	資源プラスチック、古紙類、ビン類、缶類等の資源物及び有害ごみ（廃蛍光管・廃乾電池）

※資源物の処理にも費用がかかりますが、分別して資源物として出していただくことで無料としています。

ごみの資源化が推進され、ごみの減量につなげることができます。

② ごみ袋を指定します

上伊那全市町村で共通の指定ごみ袋を作製します。（10枚1セット）

指定ごみ袋の種類は、燃やせるごみ袋（大）（中）（小）、燃やせないごみ袋（1種類）、資源プラスチック用回収袋（容器包装プラスチック、1種類）です。

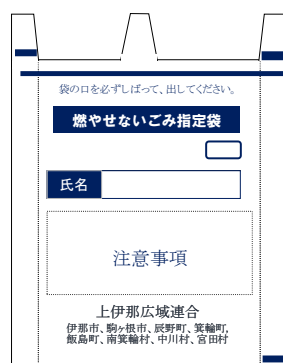
③ ごみ袋に手数料を上乗せします

ごみ袋にごみ処理手数料額の証紙を印刷（以下ごみ袋のことを「証紙付指定ごみ袋」といいます。）して販売します。

販売は、証紙売りさばき人として上伊那広域連合が指定した小売店のみで販売します。



燃やせるごみ指定袋
（大）（中）（小）



燃やせないごみ指定袋



資源プラスチック回収袋

※資源プラスチック回収袋については、資源化誘導の目的から手数料はかかりません。

④ 証紙付指定ごみ袋に印刷されている証紙代金は次のとおりです

ごみ袋の種類と証紙代金

ごみ袋の種類	文字色	証紙印刷	証紙代金	指定ごみ袋 購入チケット
燃やせるごみ指定袋（大）	赤	有	50円	必要
燃やせるごみ指定袋（中）			40円	
燃やせるごみ指定袋（小）			30円	
燃やせないごみ指定袋	青		40円	
資源プラスチック用回収袋	紫	無	無料	不要

⑤ 証紙付指定ごみ袋を購入するには指定ごみ袋購入チケットが必要です

証紙付指定ごみ袋を購入するには、指定ごみ袋購入チケット（以下「ごみチケット」といいます。）が必要となります。ごみチケットは、世帯の人員に応じて年間枚数を規定して、その枚数内でごみの減量化・資源化に取り組んでいただくことを目的としています。

ごみチケットは、上伊那の市町村に住民登録をしている方（世帯毎）へ毎年前年度末に、市町村からごみチケットが年間分配されますので、このごみチケットと引換で証紙付指定ごみ袋を購入してください。

ごみチケットを使い切ってもごみ袋が必要なご家庭は、市町村役場で指定ごみ袋有料チケット（1,500円/枚）（以下「有料ごみチケット」といいます。）を購入し、この有料ごみチケットと引換で証紙付指定ごみ袋を購入してください。この場合でも上記のごみ手数料は別途必要です。

有料チケット1枚で証紙付指定ごみ袋1セットを購入することができます。

世帯人数別指定ごみ袋購入チケット配布基準（ごみチケット）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
ごみチケット枚数	6枚	7枚	9枚	10枚	11枚	12枚	13枚

※燃やせるごみ指定袋、燃やせないごみ指定袋共通。

※ごみ袋は、10枚1組の販売となります。

⑥ 指定ごみ袋購入チケットの追加支給について

次の場合においては申請により追加基準によりごみチケットを交付します。

○乳幼児や寝たきりの方など紙おむつをたくさん使用する場合。（乳幼児 5枚/年、大人 10枚/年を上限とします。）

○上伊那以外から転入された場合。（未経過月数分の月割での枚数になります。）

○世帯の人数が増えた場合。（未経過月数分の月割での枚数になります。）

※詳しくはお住いの市町村廃棄物担当課にお問い合わせください。

⑦ ごみチケットの有効期限

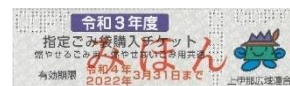
ごみチケットの有効期間は、1年間(4月1日～翌年3月31日)です。

有効期間を過ぎると使用できませんのでご注意ください。

デザインは年度ごとに変更します。

ごみチケットを使い切ってもなお、ごみを出す場合は有料ごみチケットを購入していただきます。この有料チケットについては使用期限がありません。

有料チケットは、市町村役場の廃棄物担当課窓口で販売しています。



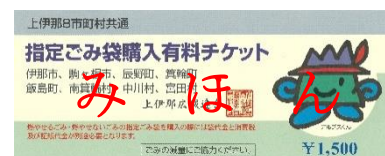
ごみチケット

⑧ 証紙付指定ごみ袋の購入金額は

証紙付指定ごみ袋は10枚1セットで販売します。

証紙付指定ごみ袋の代金は販売店により異なります。

証紙付き指定ごみ袋の購入金額は次のとおりです。



有料ごみチケット

証紙付指定ごみ袋の種類	支払金額 (1組10枚あたり)
燃やせるごみ指定袋 (大)	ごみ袋代金 + 証紙代金 (500円)
燃やせるごみ指定袋 (中)	ごみ袋代金 + 証紙代金 (400円)
燃やせるごみ指定袋 (小)	ごみ袋代金 + 証紙代金 (300円)
燃やせないごみ指定袋	ごみ袋代金 + 証紙代金 (400円)

⑨ 証紙付指定ごみ袋を購入するには

証紙付指定ごみ袋は、上伊那広域連合から証紙売りさばき人の指定を受けた小売店のみで購入することができます。

証紙付指定ごみ袋を購入する際に、購入代金と一緒にごみチケットを指定小売店に渡してください。指定小売店ではごみチケットが無いと証紙付指定ごみ袋を販売いたしません。

ただし、資源プラスチック回収袋はごみチケットが無くても購入することができます。

⑩ ごみ処理費用有料制度の特例

ごみ処理費用有料制度は、ごみ量に応じた費用を負担していただき、ごみの減量化・資源化の推進及び費用負担の公平性の確保を目的としていますが、不法投棄ごみや地域での環境整備作業で生じたごみや災害ごみ等は無料となる場合がありますので、お住いの市町村廃棄物担当課までお問い合わせください。